

(別紙3)

令和2年度 指定管理者業務実績シート

作成年月日 令和3年6月30日

部	生涯学習部	課	生涯学習文化課
---	-------	---	---------

施設名・所在地	函館市亀田交流プラザ (函館市美原1丁目26番12号)		
設置条例	函館市亀田交流プラザ条例		
指定管理者名	函館しあわせ創造パートナーズ	指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者の特別な要件		選定区分	公募 非公募
設置目的	幅広い世代の市民に生涯にわたる学習活動の場および多様な交流の場を提供し、もって豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため		
設置年月	令和2年4月	建設費	2,880,953千円
構造規模等 耐用年数	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 敷地面積：3,985.40㎡ 建物延面積：7,387.55㎡ 耐用年数：60年		
開館時間 休館日等	開館時間：午前9時から午後10時まで (ふれあいホールは午前8時15分～午後10時30分) 駐車場：午前8時15分～午後10時30分 休館日等：年末年始12月29日～1月3日 委員会の承認を受けた機材点検等に係る臨時休館日(毎月第3日曜日)		

料金体系	ア 利用料金制の採用 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	イ 使用料（下記のとおり）				
	函館市亀田交流プラザ条例 別表第1				
		時間区分			
	区分	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	
	講堂1	3,300円	4,400円	4,400円	
	講堂2	2,400円	3,200円	3,200円	
	体育室	アマチュアのスポーツに使用する場合	1,200円	1,600円	1,600円
		アマチュアのスポーツ以外に使用する場合	4,500円	6,000円	6,000円
	大会議室1	2,400円	3,200円	3,200円	
	大会議室2	2,100円	2,800円	2,800円	
	大会議室3	2,100円	2,800円	2,800円	
	小会議室1	600円	800円	800円	
	小会議室2	600円	800円	800円	
	小会議室3	600円	800円	800円	
	小会議室4	600円	800円	800円	
	研修室1	600円	800円	800円	
	研修室2	300円	400円	400円	
	交流集会室	1,200円	1,600円	1,600円	
	子ども体育室	600円	800円	800円	
	シャワー室	一人1回につき		100円	
	備考				
	1 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による使用料の額（以下「基本使用料の額」という。）を合算した額とする。				
	2 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、基本使用料の額の2倍に相当する額とする。				
	3 大会議室をそれぞれ全体の面積の2分の1に相当する面積で使用する場合は、それぞれの基本使用料の額の2分の1に相当する額とする。				
	4 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本使用料の額（午後10時以後にわたる超過時間については、夜間の基本使用料の額）の2分の1に相当する額を徴収する。				

函館市亀田交流プラザ条例 別表第2

区分		使用料		摘要
		単位	金額	
講堂1	音響設備	一式	1,000円	音響架, 音響ワゴン, マイク, マイクスタンド
講堂2	音響設備	一式	1,000円	音響架, 音響ワゴン, マイク, マイクスタンド
	映像設備	一式	1,400円	固定式プロジェクター, スクリーン
	舞台設備	一式	1,600円	舞台照明, 舞台幕
大会議室	音響設備	一式	300円	音響ワゴン, マイク, マイクスタンド
研修室2	調理設備	一式	500円	システムキッチン, 冷凍冷蔵庫
移動ステージ		一式	700円	
ピアノ		1台	700円	

備考

- 1 上表の規定による使用料の額は、別表第1に規定する時間区分のうち午前、午後または夜のいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。
- 2 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、上表の規定による使用料の額の2分の1に相当する額を徴収する。

函館市亀田交流プラザ条例 別表第3

使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料
施設使用者	普通自動車	2時間までは、無料とし、2時間を 超えた後30分までごとに100円
	小型自動車	
	軽自動車	
施設使用者以外の者	普通自動車	2時間までは、200円とし、2時間を 超えた後30分までごとに100円
	小型自動車	
	軽自動車	

備考

- 1 施設使用者とは、プラザに入館した者および亀田支所に来庁した者をいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車を除いた乗車定員10人以下のものをいう。
- 3 小型自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 軽自動車とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 二輪自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。
- 6 午後10時30分までに出場しなかった場合における当該時刻から翌日の午前8時15分までの間の使用料の額は、上表の規定にかかわらず、1,000円とする。

1 指定管理者が行う業務の内容および実施状況

(1) 管理業務

① 函館市亀田交流プラザ条例第4条の事業の実施に関すること

A 市民への生涯にわたる学習活動の場および機会の提供に関すること

ア 各種講座，教室，講演会等の実施

・亀田交流プラザワークショップ（マスククリップづくり，青空ヨガ，フェイクスイーツづくりほか）

・延べ参加者数 208人

イ 児童（18歳未満）を対象とした無料体験講座および季節行事の実施

・作ってあそぼう（折り紙花畑制作，射的づくりほか），季節行事（父の日イベント，七夕イベントほか）

・延べ参加者数 1,166人

ウ 高齢者対象大学（2年制）の実施

・亀田老人大学 25回開講

・延べ受講者数 3,038人

エ 生涯学習リーダーバンク登録者による体験講座の実施

・手芸教室11回，健康体操教室10回実施（令和2年度はいずれも高齢者向け体験講座として実施）

・延べ参加者数 234人

オ 生涯学習に資する団体や指導者の育成，連携事業の実施

・子ども英語教室および子どもダンス教室の体験レッスン各1回（令和2年度はいずれも児童向け講座として実施。令和3年度より本格実施予定）

・延べ参加者数 70人

カ 生涯学習情報の提供

・函館市および函館市教委を中心とした各種情報発信のためのパンフレットスタンドの設置

・2階高齢者スペースへの高齢者向けパンフレットスタンドの設置

・亀田交流プラザで活動する各種団体やサークルの情報を集約した「貸室団体様ご案内」の作成

・「HAKODATEまなびつと広場」の情報提供

B 市民への多様な交流の場および機会の提供に関すること

○高齢者コーナー 年間利用者数 8,726人 年間登録者数 866人

ア 高齢者（60歳以上）を対象とした合同行事の実施

・レクダンス教室，日本舞踊教室，将棋教室，囲碁教室を各9回実施

・延べ参加者数 274人

イ 高齢者（60歳以上）の活動の場の無料開放事業の実施（場所：交流集会室，交流スペース，交流活動室，軽運動室）※軽運動室は4月19日の臨時休館以降，新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉鎖中

・バンパー・プール，ラージボール卓球，囲碁，将棋，エルダークラブ，太極拳ほか

・延べ参加者数 6,799人

ウ 高齢者（60歳以上）を対象とした無料教養講座の実施（場所：交流集会室，交流スペース，交流活動室，軽運動室）※軽運動室は4月19日の臨時休館以降，新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉鎖中

・書道教室10回，ヨガ教室16回，手芸教室11回，ラージボール卓球教室9回，健康体操教室10回開催

・延べ参加者数 542人

○児童コーナー 年間利用者数 9,265人 年間登録者 1,229人

エ 児童（18歳未満）の活動の場の無料開放事業の実施（場所：子ども体育室，子ども活動室など）

・就学児を対象としたスポーツ検定やチャレンジランキングの実施（延べ参加者数 636人）

・未就学児を対象とした読み聞かせタイム・親子体操・デジタル紙芝居の実施（延べ参加者数 294人）

※保護者含む)

オ 青少年（12歳から29歳まで）を対象とした無料開放事業の実施

- ・体育室におけるバスケットボール・バドミントン・卓球利用の無料開放
- ・延べ利用者数 171人

カ 子ども達の健全育成のために活動する地域組織と連携した事業の実施

- ・亀リンピック（レクリエーション協会との連携）、雑巾づくり（美原町会婦人部との連携）ほか
- ・延べ参加者数 263人

キ 多世代交流事業の実施

- ・2階交流スペースを利用しての交流食堂（※4月19日以降中止）
- ・延べ参加者数 77人

C その他プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

ア 保健師による健康相談等の実施（場所：保健相談室）

- ・健康に関すること 1,169件
- ・子育てに関すること 7件
- ・その他 19件

イ 図書コーナー（ふれあいホール内）・児童図書コーナー（子ども活動室内）の管理運営

- ・図書コーナー 登録者数累計 1,159人 貸出人数 7,376人 16,397冊
- ・児童図書コーナー 登録者数累計 150人 貸出人数 218人 520冊

② 施設の使用の許可および制限に関すること

③ 維持管理に関すること

(2) 委託事業

ア 函館市亀田交流プラザ使用料収納事務委託

(3) 自主事業

ア カフェコーナーの運営

- ・利用者数 延べ 16,679人

イ ロボットプログラミング教室の開催

- ・実施日 令和3年1月9日（土）～1月11日（月）
- ・参加者 延べ25名

2 市民サービス向上のためのその他の取り組み実績

- ア プラザ敷地北面に花壇を設置し緑化と美化に努めた（6～9月）
- イ 亀田交流プラザ児童コーナーだより「かめっこぐらし」を発行し、中央小学校への配布を行った（毎月）。
- ウ 函館市・函館市教委の主催・協賛・後援事業等のためのパンレットスタンドを設置した。
- エ 駐車場混雑予測を作成しホームページ上での公表や施設内の掲示を行い混雑対策に努めた。
- オ ふれあいホールにクリスマスツリーを設置し来館者を楽しませた（12月）。
- カ 新成人お祝いメッセージの掲示を行い、新型コロナウイルスの影響により成人祭が中止となった新成人を励ました（1月）

3 市民ニーズの把握の実施状況

- ア 「お客様のご意見」箱を設置し、寄せられた意見に対する館長からの回答を掲示することで利用者ニーズの把握に努めた。
- イ 利用者懇談会の実施
 ※令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から懇談会の代替として「亀田交流プラザご利用アンケート」を実施した。

4 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）

(1) 令和2年度（2020年度）月別利用者数 （単位：日，人）

月	開館日数	貸室	一般講座等	亀田老人大学	高齢者コーナー (講座含む)	児童コーナー (講座含む)	青少年無料開放	地域組織との連携事業	図書コーナー	計 (人)
4	18	1,087	0	0	517	290	6	0	322	2,222
5	6	217	0	0	68	98	0	0	138	521
6	29	4,010	20	0	739	862	10	0	676	6,317
7	30	5,955	19	534	738	1,161	17	0	719	9,143
8	30	6,412	20	414	795	1,108	21	215	711	9,696
9	29	11,566	19	522	965	1,009	10	0	761	14,852
10	30	11,642	20	510	963	918	27	10	792	14,882
11	29	10,611	90	236	807	805	14	8	792	13,363
12	26	6,799	20	326	673	458	16	10	645	8,947
1	27	6,841	0	203	676	512	7	6	645	8,890
2	27	9,752	0	293	790	813	16	6	388	12,058
3	30	12,107	0	0	995	1,231	27	8	787	15,155
計	311	86,999	208	3,038	8,726	9,265	171	263	7,376	116,046

※保健師による保健相談の相談者は、大部分が高齢者コーナーおよび児童コーナーと重複するため計上していない

→令和2年度実績：1,195件

※多世代交流事業参加者は対象者が高齢者コーナーおよび児童コーナーと重複するため計上していない

→令和2年度実績：77人

※児童図書コーナーの貸出人数については、児童コーナーと重複するため計上していない

→貸出人数：218人

※高齢者向け講座・児童向け講座の参加者は、高齢者コーナー・児童コーナーと重複するため計上していない

(2) 令和2年度貸室稼働率

（単位：％）

区分	講堂1	講堂2	体育室	大会議室1 (A)	大会議室1 (B)	大会議室2 (A)	大会議室2 (B)	大会議室3 (A)	大会議室3 (B)
稼働率	24.7	47.6	88.3	54.2	34.2	47.6	39.4	38.6	40.8
区分	小会議室1	小会議室2	小会議室3	小会議室4	研修室1	研修室2	交流集会室	子ども 体育室	全館平均
稼働率	60.8	52.5	41.5	38.2	39.8	39.0	50.2	85.2	45.8

(3) 年度別利用者数等

指定期間	現 指 定 管 理				
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	116,046				
使用料収入(円)	13,247,250				

5 指定管理者の収支状況

(単位：円)

指定期間	現 指 定 管 理				
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
収入	委託料	133,790,037			
	自主事業利益 (管理業務充充分)	0			
	計	133,790,037			
支出	人件費	49,706,696			
	燃料費	451,537			
	光熱水費	16,485,027			
	施設修繕費	331,100			
	物品修繕費	26,158			
	手数料	161,997			
	保険料	233,199			
	委託料	27,398,532			
	原材料費	0			
	旅費	20,024			
	消耗品費	6,156,649			
	印刷製本費	960,290			
	保健衛生費	902			
	通信運搬費	690,996			
	使用料および 賃借料	2,041,937			
	備品購入費	3,051,409			
	その他	11,051,961			
	各種講座教室	671,836			
	高齢者対象大学	4,058,000			
	新聞図書	1,327,069			
	租税公課	39,000			
申告納税相当額	6,390,362				
計	131,254,681				
当該施設の利用者一人 当たり税金投入コスト	1,039				

6 モニタリングの実施状況および指定管理者に対する改善指示等の実施状況

実地調査の実施 有 無

各種報告書の提出

- ・管理業務月次報告書
- ・管理業務四半期報告書
- ・使用料収納事務実績報告書
- ・事業報告書
- ・利用者懇談会実施報告書（※令和2年度は利用者アンケート実施報告書）

7 指定管理者に対する評価

① 指定管理者の自己評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み期間には児童を対象としたプログラミング教室を自主事業として行った。 ・コロナ禍であっても安全に使用できることを目的に、使用後の全貸室及び共有スペースを1日2回以上消毒するなど、仕様以上の清掃管理を行った。 ・高齢者の活動の場の無料開放事業では、囲碁、将棋などのボードゲームの他、卓球や太極拳、大型モニター内の講師に合わせて体操を行うエルダークラブなど多岐にわたるレクリエーションを実施している。また、敬老の日や節分など季節行事を活用し利用者登録の促進を図った。 ・児童の活動の場の無料開放事業では、亀田交流プラザ独自のスポーツ検定やチャレンジランキングなど児童が繰り返し来館して楽しむことができるレクリエーションを多数行ったほか、ハロウィンイベントやクリスマスイベントなど季節行事を多数行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・よりわかりやすく正確な予約体制や受付方法を確立し、公平・平等で使いやすい施設を目指したい。 ・研修が不足していたため、必要な研修について精査し、適宜行っていきたい。
サービスの質の状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> ・亀田交流プラザで活動する各種団体・サークルの概要を記載した「函館市亀田交流プラザ貸室団体様ご案内」を作成し、館内に設置することで生涯学習情報の提供を行った。 ・亀田交流プラザ児童コーナーの月間予定や児童向けイベント等の情報を記載した「亀田交流プラザ児童だよりかめっこぐらし」を毎月発行し、函館市立中央小学校への配布や施設内での設置により情報発信を行った。 ・貸室の予約状況等を基に作成した駐車場の混雑予想をホームページ上で公表するなど駐車場混雑緩和に取り組んだ。 ・「巡回シート」に基づく1日6回の施設全体の見回り点検のほか、事故につながる可能性があった出来事に関する情報を共有し改善につなげるため「事故寸前回避事例報告書」を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートを行い、適宜問題点等の把握及び改善を図っている。 ・ホームページでは駐車場の混雑予想など、タイムリーな情報を提供している。 ・今後は職員の接遇教育を実施し、質の高い接遇を目指していきたい。
団体の経営状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収支、経営状況ともに適正である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開設当初予定していなかった経費も発生したが、今後も適正な事業実施、健全な経営の確保に努力していきたい。

② 市の指定管理者に対する実績評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策としての使用後の貸室やフリースペース等の消毒など、市の仕様を上回る清掃が行われたほか、駐車場や周辺道路への混雑に対し、臨時交通誘導員を適切に配置し対応している。 ・関係機関との連絡を密にし、夜間・休日問わず事故への迅速な対応と市への報告を行っている。 ・高齢者の活動の場の無料開放事業では、囲碁、将棋などのボードゲームの他、卓球や太極拳、大型モニター内の講師に合わせて体操を行うエルダークラブなど多岐にわたるレクリエーションを実施している。また、敬老の日や節分など季節行事を活用し利用者登録の促進を図っている。 ・児童の活動の場の無料開放事業では、亀田交流プラザ独自のスポーツ検定やチャレンジランキングなど児童が繰り返し来館して楽しむことができるレクリエーションを多数行ったほか、ハロウィンイベントやクリスマスイベントなど季節行事を多数行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・よりわかりやすく正確な予約体制や受付方法を追求し、利用者にとって利便性の高い施設を目指していただきたい。 ・今後も魅力的な事業を通じ、幅広い世代の市民に対し生涯学習の場および多様な交流の場を提供していただきたい。
サービスの質の状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産目的外使用許可により函館バスが設置しているICAS関係機器やバスロケーションシステムに係る利用者からの問い合わせや機器トラブル等への対応など仕様を上回る業務を適切に行っている。 ・亀田交流プラザで活動する各種団体・サークルの概要を記載した「函館市亀田交流プラザ貸室団体様ご案内」を作成し、館内に設置することで生涯学習情報の提供を行っている。 ・亀田交流プラザ児童コーナーの月間予定や児童向けイベント等の情報を記載した「亀田交流プラザ児童だよりかめっこぐらし」を毎月発行し、函館市立中央小学校への配布や施設内での設置により情報発信を行っている。 ・貸室の予約状況等を基に作成した駐車場の混雑予想をホームページ上で随時公表するなど駐車場混雑緩和に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も利用者アンケート等を通じ、適宜問題点の把握および改善を図っていただきたい。 ・今後もホームページでの駐車場混雑予想など、タイムリーな情報を提供していただきたい。
団体の経営状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C		-

◎ 「業務の履行状況」「サービスの質の状況」

- A 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準以上がなされている。
- B 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準どおり行われている。
- C 協定書の遵守しているが、事業計画書及び仕様書の水準をやや満たしておらず、課題がある。
- D 協定書や事業計画書に不履行がある。または、業務水準を満たしていない。

◎ 「団体の経営状況」

- A 事業収支、経営状況に問題はない。
- B 事業収支、経営状況の今後に注意を要する。
- C 事業収支、経営状況に早急な改善を要する。